

# 東日本大震災により被害を受けた方へ（所得税関係）

東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により被災された方については、所得税に関して、次のような税制上の措置があります。

## 1. 所得税の軽減又は免除

震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（所得税法に基づく「雑損控除」といいます。）、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。

なお、大震災により被害を受けた方については、平成 22 年分又は平成 23 年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 （棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 <sup>注</sup> は除かれます。）	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方です。</p> <p>① <math>\text{損害金額} - \text{保険金等で補てんされる金額} = \text{所得金額の10分の1}</math>  <math>\text{差引損失額}</math></p> <p>② <math>\text{上記差引損失額のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円}</math></p> <p>※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用等です。</p>	<p>所得税の軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できるとされました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。</li> <li>・ 減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。</li> </ul>								

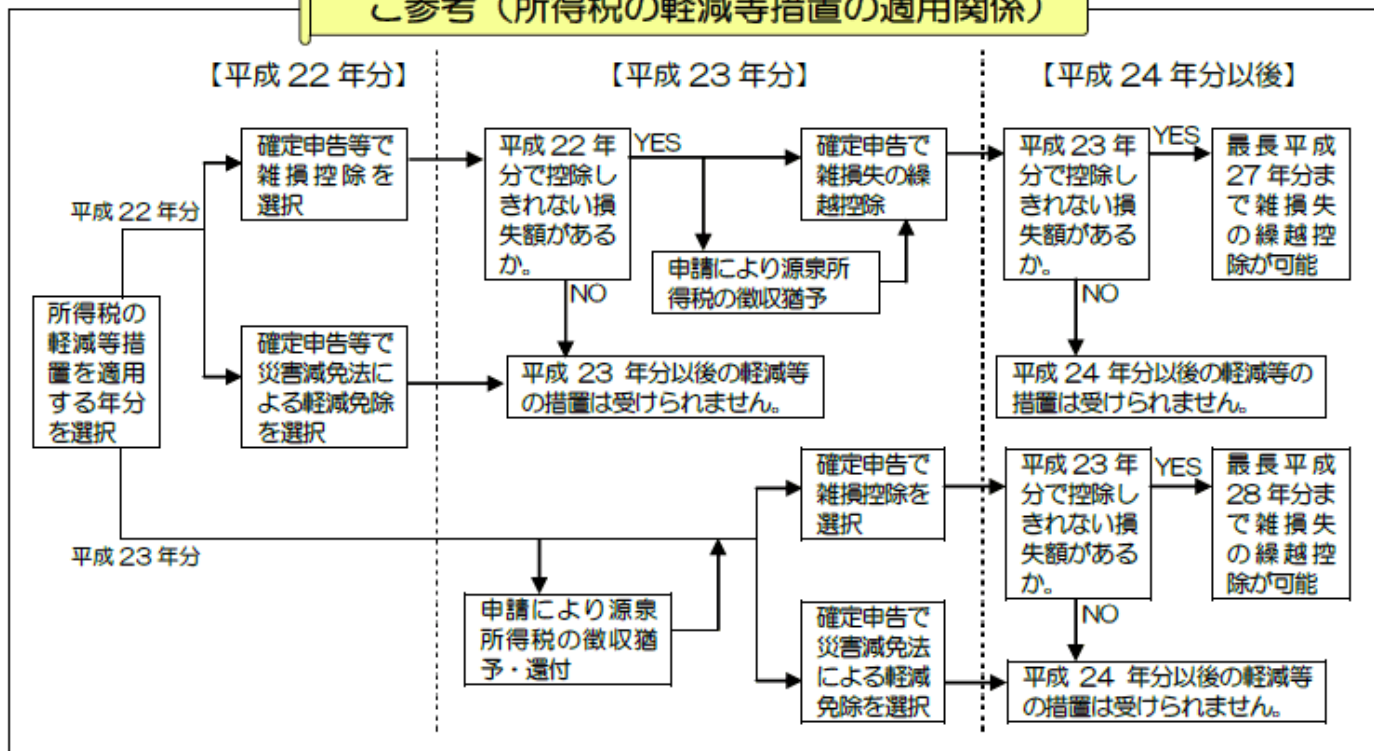
（注）「生活に必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

## お手続きの方法

所得税を軽減免除する年分	確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
平成 22 年分	確定申告を済ませている方	平成 22 年分の更正の請求	①被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市町村から交付された「り災証明書」 ⑤所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号のわかるもの ⑥平成 22 年分の確定申告書の控え
	確定申告を済ませない方	平成 22 年分の確定申告	上記①～⑤の書類のほか、平成 22 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）
平成 23 年分	平成 23 年分の確定申告		上記①～⑤の書類のほか、平成 22 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）

（注） 1.被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。  
 2.上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

## ご参考（所得税の軽減等措置の適用関係）



## 2. 源泉所得税の徴収猶予・還付

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除（1ページの「1. 所得税の軽減又は免除」をご参照ください。）の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり平成23年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、**源泉所得税の徴収猶予**や既に徴収された**源泉所得税の還付**を受けることができます。

ただし、大震災による損害につき、平成22年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損損失がない方又は平成22年分の災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税の執行猶予や還付は受けられません。

（注）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

## 3. 住宅借入金等特別控除の特例

大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

（注）年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方（給与所得者の方）は、引き続き、年末調整で控除を受けることができます。年末調整によって控除を受ける場合の「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（兼証明書）」をお持ちでない方は、最寄の税務署で再発行いたします。